

—資料— 他車運転特約・無承諾運転免責条項にか かかる裁判例の整理

中京大学法学部 教授
土 岐 孝 宏

〈記〉

筆者は、自動車保険・他車運転特約における無承諾運転条項の解釈について、論じる機会を得た⁽¹⁾。同論稿において、私見は詳細に論じることができたものの、その検討のもとになった裁判例については、紙幅の関係上、これを詳細に論じることができなかった。

そこで、同免責の適用が争われた従来の裁判例のすべてについて、その事案と判旨の概要、これについての簡単なコメント（分析）を付したものを、以下、資料として、提示したい。

別稿とともに、あわせてご活用いただければ幸いである。

なお、以下の整理は、免責否定事例、免責適用事例ごとに、年代別に裁判例を並べたものである。また、約款のタイプが異なるところがあるため、それぞれの事件のもとの約款がどのタイプのもの（タイプ A～C）であったのかも示している。

〈資料〉

1. 他車運転特約における無承諾運転免責条項の適用を否定した事案として、以下の事例がある。

(i) 鳥取地判昭和53年6月12日判決⁽²⁾は、従業員（他車運転特約の被保険者）が会社所有の自動車（他車）を運転している際の事故（対人／死亡）について、同従業員が、会社は無断で当該会社所有の他車を使用していたと保険者が免責を争った事案において、同僚を自宅まで送る目的に、自己の車両が他の車両に邪魔されて出せない状況にあったことから、普段、同会社（バス会社）のバス乗務員を送迎するために利用されていた問題の他車を利用するにあたり、会社の当直責任者にその旨（自己の車両が利用できない）を伝えて、当直責任者の許可を得て利用していること、また、当直責任者は、夜間当直中は運行管理代理者として会社の車を管理する立場であったことを認定し、この者の許諾を得て当該他車を運転したものであるから、他車運転特約の被保険者たる事故を起こした従業員は、使用について正当な権利を有していたとし、保険金請求を認容する。明示の使用許諾をもって、正当な使用権限の存在を認定した事案である。

(ii) 長野地判平成10年8月12日判決⁽³⁾は、自動車ディーラーの従業員が、内規に反し、処分予定であった下取車（他車：自動車ディーラーが所有者）を、その友人に対し、当該友人の営業車が不調

であり、これに替えて同人がこの先売り出される新車を当該ディーラーから購入するまでの間、その代車とする目的で無償貸与することになり、その友人においてさらに自身が経営する会社の派遣スタッフにこの下取車を業務のために貸与していたところ、その派遣スタッフが後に運転者となり事故を起こすことになる者（非従業員）との間に行楽の予定があることを同人（友人・経営者）に伝え、同人からその目的のために当該車両（下取車）を使用する許可を得てこれを行楽のために利用中、派遣スタッフから運転を交替した非従業員（他車の運転者）が運転中に事故を起こした事故（対人・死亡）について、運転者は、派遣スタッフからこの車両は勤務先から借りているものであることの説明は受けていたが、それ以上の権利関係（下取車であり、経営者が、ディーラーが所有する下取車を無償貸与されている事実）については何も知らないままに本件車両を運転していたことを認定し、「『使用について正当な権利を有する者の承諾』を得ているか否かによって、危険率（事故率）に有意的な差異が存するとは考えられない」ことに鑑みれば、「本件免責条項が『使用について正当な権利を有する者の承諾』を得ないで当該自動車を運転した場合を免責事由としているのは、そのような不道德な行為をした者に対しては救済を与える必要がないという道徳的価値判断に基づくものと解され」るのであり、そうであれば、「運転するに際して、『使用について正当な権利を有する者の承諾』があるものと信じるについて合理的な理由があれば、客観的に見てそれを欠いていたとしても、道徳的に非難されるべき理由はないから、本件免責条項には該当しない」というべきであり、そうではなく、仮に承諾の有無について客観的に判断すべきということになれば、他車運転特約の被保険者の当該「特約に対する正当な期待を裏切る場合もあり得」るからそのように考える見解は支持できないとする解釈を示した上、本件のもとには、社用車として使用するについて合理的な範囲の使用者及び使用方法を予定した上に車両所有者である自動車ディーラーと上記友人との間に本件車両に係る使用貸借が有効に成立しており、また、権限ある者（友人）の許可を得て社用車を一時的に私用に借り受けることは特に異例のことではなく、それは、上記使用貸借において予定された、社用車としての使用という範囲を超えない行為である等の理由をもって、本件における本件車両（他車）の運転は、使用について正当な権利を有する自動車ディーラーの承諾を得ていないとはいえないばかりでなく、運転者には、本件車両を運転するに際し、その運転が、使用について正当な権利を有する者の承諾の範囲内であると信じるについて正当な理由があったというべきであるから、本件免責条項は適用できないとした。本判決は、使用貸借が成立しているとするが、承諾を与える正当な権利者（主体）は所有者であるとの前提において、その所有者における包括的承諾可能性（具体的・客観的な承諾ではない）をもって承諾があるとの判断が可能であることを示しつつ、そのような正当な権利者による客観的な承諾がない場合でも、承諾の範囲内であると信じるについて正当な理由がある場合には、本免責条項の趣旨（道徳的非難）からして、免責は生じない（限定解釈）とした事案である。ただし、この判断は、控訴審である下記（3）判決において、取消される。

(iii) 大阪地判平成15年12月8日判決⁽⁴⁾は、運転者が、その友人の母が所有する車（他車）を、友人の承諾を得て借受け、運転している際の事故（人身／物損）について（なお、その友人は専門学校への通学のため、車両所有者である母が暮らす香川の実家を離れ、神戸に居住中であり、この車

は、普段、その友人が神戸で使用していた)、正当な権利者は、車両所有者の友人の母であり、運転者がこの車両を友人から借り受ける際、その友人の母に電話をするなどしてその承諾は得ていなかった事実を認定しながらも、同所有者(友人の母)は、その友人(子)が車両を一人暮らし先の神戸で使用することを前提に購入したもので、同人自身が使用したこともなく、またその友人(子)が本件車両を使用するについて何ら限定を付することもなく、実際、友人(子)はあたかも自己の所有する車両のように自由に使用しており、また同所有者(母)は友人(子)が神戸の専門学校の複数の友人にときどき本件自動車を運転させていることを知っていたが、これを注意することもなく容認していた事実を認定し、そのことからすれば、車両所有者(母)は、友人(子)が専門学校の友人等に本件自動車を運転させることについて、黙示に承諾していたと認めるのが相当であると判断し、免責は生じないとして他車運転特約上の保険金請求権が運転者側(原告)にあること確認した。また、ここにいう承諾は、「約款の文言上、『承諾』は明示・個別的なものに限定されていないのであるから、意思表示一般の解釈の場合と同様に、『承諾』には黙示・包括的な承諾も含まれると解すべきである」とし、当該保険者の主張は採用できないとする。

これを不服として保険者が控訴したのが、(iv) 大阪高判平成16・9・28判決⁽⁵⁾である。同判決は、原審(iii)を大幅に引用し、これと同様、承諾には、黙示・包括的な承諾も含まれるとし、結論としても黙示の承諾があったとして免責を否定する判決であるところ、黙示・包括的な承諾も含まれるとする原審判断を不当とする保険者の補充主張(自損事故保険にかかる無承諾運転免責にかかる最判昭和58年2月18日判決を引用し、「承諾」について、原判決のように黙示・包括的な承諾も含まれるとの無限定な解釈をしたのでは、保険保護の範囲の予定外の拡大を防止し、保険保護の無限連鎖を防ぐという趣旨が没却されてしまうため、「承諾」は具体的・直接・事前・明示のものに限られると解すべきであると補充主張した⁽⁶⁾)に対し、「黙示的な承諾が肯定される範囲は、記名被保険者と運転者との関係等の間接事実及び経験則等に照らして自ずと限定されるものであるから、保険保護の範囲が予定外に拡大されることにはならない」ため、そのような補充主張は採用できないとしたもの⁽⁷⁾でもある。

以上の(iii)(iv)判決は、「正面から、黙示・包括的承諾でもよく、これと反対の、明示・具体的承諾があることを要しないとした例である。」

(v) 大阪地判平成25年3月29日判決⁽⁸⁾は、同乗者であった者の父が所有する事故車(他車)を運転者(他車運転特約の被保険者)が運転中、飲酒運転の疑いをもった警ら中のパトカーから停止を求めたにもかかわらず(実際、相当長時間にわたって飲酒をしていた後の運転であった)、これから逃走し、信号無視、一方通行道路を逆走し、被害車両のタンクローリー・セミトレーラー部分に滑り込むように衝突、大破し、当該運転者のほか同乗者2名の全員が死亡したという事故にかかる当該被害車両からの対物賠償請求において、同乗者であった者はその父が所有する本件事故車の使用について、所有者(父)から自由に利用が許されており、当該所有者(父)も、それに付した自動車保険の更新の際、従来付していた家族限定特約を外して更新し、その車を子供(同乗者)が使う際、その友人が運転することもありうると思っていたと認定し、保険者は、運転者が、正当な権利

者からの承諾を得ていなかったこと（抗弁）について立証が十分できていないとし、免責を否定した（運転者の同居の親族の所有自動車に付された他車運転特約の適用による保険者の責任を認めるとともに、事故車自体に付された保険の保険者についても、運転者は許諾被保険者であったとしてその責任を認めている）。

事故そのものは極めて反社会的な態様のものであるが、実際の承諾がない中、包括的な黙示の承諾があったことの可能性を片方におきながら、ノンリケット（保険者によるそれ（包括的な黙示の承諾）がなかったことについての立証の失敗）の形に特約保険金の請求を認めたものである。

(vi) 京都地判令和3年10月1日判決⁽⁹⁾は、これまでの約款とは異なり、正当な権利者の承諾を得ない場合でも、正当な権利者と信じる合理的理由の存在のもとに、当該正当な権利者以外の者の承諾を得て運転している場合には免責は生じないものとする新しいタイプの約款のもと、友人間に行われたバーベキューにそれを企画した参加者の一人から提供された車両（当該参加者の親が所有者である車両：他車）が、BBQ中の余興の中、飲酒運転の状態に運転者に運転され、車両の屋根の上に乗っていた者が転落死する事故（対人・死亡）が生じた事案について、同車両が、上記、車両所有者の子（参加者の一人）から、翌日のBBQの準備（器材搬入）を目的として他の参加者に貸し出されており、BBQ当日、BBQの準備の時間帯にあっては、BBQ会場で使用する野球道具を取りに帰る目的に、前日、当該車両を借り受けた参加者を助手席に乗せ、（その後に本件事故を起こすことになる）運転者に運転されており、BBQが開始された後も、事故直前に当該運転者によってドライブ（余興）に使用されていた事実があるとし、そのような事故前の2回の当該運転者による運転および事故を起こした際の運転について、当該事故車両を提供した参加者（車両所有者の子）が異議を述べた証拠はなく、また、その者が参加者による使用の度に鍵を回収するなどBBQ会場で厳格に本件車両の鍵を管理していたものでもなく、その者が、車両の上に人を乗せて運転する余興としての運転者による運転についても認識をしており、その当時の状況として、運転者が飲酒していたら車両の使用を承諾しなかったという状況にもないから、当該事故車両を提供した参加者（車両所有者の子：約款ただし書きにいう「正当な権利を有する者以外」の者）は、運転者（他車運転特約の被保険者）に対して、事故車両の使用を少なくとも黙示に承諾していたと結論し、また、運転者が、その参加者（車両所有者の子）を正当な権利者と信じたことにも合理的理由があるとして、保険者の免責主張を否定し、他車運転特約保険金の支払いを認めた。現在、損害保険大手の多数派が使用する、新しいタイプの約款（これは、従来型より、免責となる範囲を縮小するタイプの約款である）について、正当な権利者以外の者による黙示の使用承諾を認めて、保険者からの免責主張を退けた裁判例である。

2. 他車運転特約における無承諾運転免責条項の適用を肯定した事案として、以下の事例がある。

(1) 青森地裁八戸支部判昭和60年4月12日判決⁽¹⁰⁾は、自動車ディーラーに所有権がある（車検証も保管中）下取り車〔他車〕が、中古車として販売中に詐取され（代金を支払わずに行方をくらまされた）、このいわゆる盗難車を詐取した犯人から、借金の担保として貸金業者（個人）に引き渡されており、当該貸金業者の占有にある中、当該貸金業者が、甥にこれを貸し渡し、当該借受を受け

た者と当該盗難車（他車）に同乗中であつた加害者（運転者）がその運転を交替した際に生じた事故（対人／死亡）について、所有者である自動車ディーラーの承諾を得ないで運転していたときの事故にあたるとして保険者が免責を争つた事案において、自動車ディーラーの担当者がその後独自の捜索により盗難車を当該貸金業者のもとに発見し、一旦は貸金業者に返還請求をしたものの、詐取した犯人が怠っていた貸金の弁済との引換を要求されたため、採算の関係上返還は断念し、ただ、下取りをした顧客の名義が残っていることが税金の関係上問題となるため、名義変更ないし登録抹消の手続きを進めるよう要求していたところに事故が生じたこと、また、担当者が、貸金業者に車検証を持たなければ車は使えないことを説明し、貸金業者も誰にも使わせないと確約していたにもかかわらず、占有以来、その甥に日常的に使用させていたことを認定し、運転者は、貸金業者から承諾を得た事実は認められず、そもそも貸金業者は本件加害車（他車）について正当な権利を有する者とは認められない（車検証なく加害車の引き渡しを詐取犯から受けた貸金業者に過失があり善意取得は成立しないし、ディーラーの担当者との折衝によつても、貸金業者は、未だ加害車の所有権を取得していないとする）から、無承諾運転免責条項に該当する事実があるとして、免責を認めた。運転者は、加害車が詐取された車等である事実を知らなかったという運転者（被保険者）側の主張は、退けられた格好である。全体としてみれば、所有者（詐取被害にあつた自動車ディーラー）が使用しないように占有者に念を押している中の事故であり、正当な権利者の明示の使用禁止が破られた状況のなかの事故であつた点が注目されるが、他方、その明示の禁止を運転者自身が知らなかったという事案でもある。

（2）東京地判昭和63年8月25日判決は、法人（製作所）所有の業務用貨物自動車⁽¹¹⁾が、当該法人の仕事に従業したことがなかつた当該法人代表者の長男により無断で持ち出され、その友人（他車運転特約の被保険者）が運転している際に事故を起こし、当該代表者の長男（被害者）が死亡した事故について、本件事故以前から、当該長男は、同・事故自動車を無断で持ち出し、友人らに運転させていたことと、代表者がこれに気付いたおりに、同長男に対し無断でこれを使用しないよう厳しく注意していた事実を認定し、運転者であつた友人（加害者）は、同長男から同事故自動車の運転についての承諾を得たものの、正当な権利者である法人の代表者からは明示の承諾も黙示の承諾も得ていないとして、無承諾運転免責条項の適用を認めた。この事案も、正当な権利者の明示の使用禁止が破られた状況のなかの事故であつた点が注目されるところ、おそらく、その運転者である長男の友人にあつても、普段から被害者宅（長男）に集まり車やバイクを乗り回していたという状況に照らせば、その代表者（親）から明示の使用禁止があつたことも、運転者自身が知っていたのではないかとも思われる事案である。

（3）東京高判平成11年3月25日判決は、運転に際し、正当な権利を有する者の承諾があるものと信じるについて合理的な理由があれば、客観的に見て承諾を欠いていたとしても無承諾運転免責は生じないとして他車運転特約共済金の請求を認容した上記（ii）長野地判平成10年判決の控訴審である。控訴人である共済者は、上記原判決の解釈は、文理から著しく離れた解釈であり、被共済者が承諾の範囲内であると信じたからといって、実際に承諾を得ていないのであれば承諾を得たことにならないもの（客観的ないし具体的承諾が必要であり、運転者の主観的態様は問題としていな

い)と主張し、控訴したところ、東京高裁は、次のように判示し、控訴を認容し、他車運転特約の免責条項の適用を否定した原判決を取り消した。すなわち、東京高裁は、「他車運転条項の趣旨は、記名被共済者…等に、被共済自動車以外で所定の要件に該当する自動車を一時的に運転する場合にも、対人賠償損害・対物賠償損害共済契約、自損事故条項等を拡張して適用し…、記名被共済者…等を保護する」ことにあるが、「しかし、他車運転条項は、自家用自動車総合共済契約に割増の掛金なしに自動的に付帯されるものであるから、被共済自動車一台分の掛金を支払うことによって複数の自動車によって生じる事故を担保する結果となり、一台一契約の原則の例外となっている」「ことから、他車運転条項は、記名被共済者、その約款所定の要件を充足する親族等が一時的に運転する自動車についても要件を絞って、保護する範囲を、他車の運転が被共済自動車の使用と実質的に同視できる場合に限定しているものということができる。他車運転条項中の本件免責条項である『被共済者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車を運転しているときに生じた事故』の意味について検討する」に、「まず、右免責条項の解釈に当たっても、他車運転条項によって保護する範囲を他車の運転が被共済自動車の使用と実質的に同視できる場合に限定するとの観点から検討すれば、被共済自動車の使用による事故については、正当な権利を有する者すなわち記名被共済者又はその承諾を得て車を使用又は管理中の者が対人賠償損害又は対物賠償損害の被共済者とされているから、他車運転条項により保護される事故は、当該自動車の所有者等の正当な権利を有する者の承諾を得て運転しているときに生じた事故に限られ、正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転しているときに生じた事故であることは免責事由となるということができる。

また、本件免責条項の『正当な権利を有する者の承諾を得ないで』との文言は、…他車運転条項の中のみではなく、自損事故条項…、無共済車傷害条項…、搭乗者傷害特約…等に免責条項の一部として使用されているところ、一つの共済契約の約款中で使用される同じ文言は、それぞれの条項毎に定義規定がある場合を除き、条項の性質による文言の読み替えはあるとしても同じ意味に解釈するのが相当である。ところで、右自損事故条項…と同様の規定を有する自家用自動車保険契約における自損事故の免責条項…の解釈について、最高裁判所昭和58年2月18日第二小法廷判決…は、『本件免責条項は、被保険者の範囲を保険契約の当事者が保険契約締結当時通常被保険自動車を使用するものと予定ししかもその者の損害を保険によって填補するのが相当と思料される記名被保険者及びこれに準ずる正当な使用権限者に限定しようという趣旨で定められたものと解すべきであるから、前記免責条項にいう『正当な権利を有する者』とは、一般的には賠償保険の記名被保険者に相当する者（記名被保険者・名義被貸与者）をいうものと解するのが相当であり、したがって、記名被保険者から借り受けて被保険自動車を運転しているときにその借受人について生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れないが、記名被保険者の承諾を得ないで右借受人から転借して被保険自動車を運転しているときにその転借人に生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れるものというべきである。』と判示…している。同判決においては、運転者が当該自動車を運転することについて、当該自動車に正当な権利を有する者の承諾があると信ずるについて正当な理由があるか否かを問題としていない。また、本件免責条項を始めとする前記『正当な権利を

有する者の承諾を得ないで』との文言を含む自家用自動車総合共済契約に含まれる各条項について、文理上当該自動車に正当な権利を有する者の承諾があると信ずるについて正当な理由がある場合を承諾があった場合と同視する解釈を根拠付ける文言の存在は認められない。

以上のような諸点を考慮すれば、本件免責条項中の『他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、』との意味は、その自動車の実質的な所有者、当該自動車に賠償保険や共済契約が付されている場合にはその記名被保険者、記名被共済者等からその自動車を使用することについて承諾を得ないでとの意味であって、承諾は明示、黙示を問わないが、実際に承諾がされなければならない、運転者が当該自動車に正当な権利を有する者の承諾があると信ずるについて正当な理由があっても本件免責条項の適用は排除されないものというべきである」と判示し、問題のディーラー下取車（他車）については、所有者である自動車ディーラーと顧客・経営者との間に使用貸借が成立していたものの（この点は、原判決と同様の理解）、そこには、当該他車の所有者であり承諾権者である自動車ディーラーから、顧客の社用車として通常予測される範囲の使用が許諾されていたにとどまり、従業員ではない臨時の派遣スタッフに使用させること、ましてやその私用にも使用させることは、他車の所有者であり承諾権者である自動車ディーラーの許諾の範囲を超える行為であり、また、運転者において正当な権利者の承諾があると信じるについて正当な理由があるという場合でも、そのことは免責条項の適否に影響を及ぼさない事柄であるから、その事実があったか否かにかかわらず、結局、本件事故は、そのように許諾のない（許諾の範囲を超える）行為の過程に生じた事故、すなわち、本件車両の所有者として正当な権利を有する者（自動車ディーラー）の承諾を得ないで本件車両を運転しているときに生じた事故（許諾のない運転における事故）として、本件免責条項に該当すると結論した。なお、保険金を請求する原告（被控訴人）は、車両の所有者である自動車ディーラーのみならず、それと使用貸借を交わした顧客・経営者もまた、他車の使用について承諾を与える適格体（主体）になると主張したが、東京高裁は、その者は、車両の所有者でも、その車両の任意保険の記名被保険者でもないから、車両の使用について正当な権利を有する者とは認められないとした。この判決に対する検討（問題点の指摘）は、別稿に詳論した。

（４）大阪地裁堺支部判平成21年9月30日判決⁽¹⁴⁾は、車両の所有者（事業者）から承諾を得て自動車を管理中であった者（車両所有者の従業員）から、その承諾を得て（又借りして）、飲酒運転の状態に事故を起こした事案において、本件事故までに車両所有者がその従業員に対し本件車両を第三者に使用させることの可否を述べたことがなく、また過去には又借りの事実があったがその事実を当該車両所有者が認識したこともなかったこと、また車両所有者は又借り人が本件車両を運転することについて事前の連絡も受けなかった事実を認定し、上記（３）東京高裁平成11年3月25日判決を引用し、「本件免責条項にいう『他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで』とは、その自動車の所有者又はそれに準ずる権限が与えられている者から当該自動車を使用することについて承諾を得ないでとの意味であって、承諾は明示のものに限られず黙示のものであっても差し支えないが、実際に承諾がされなければならない、実際に正当な権利を有する者に使用の承諾を求めてはいないが仮に求めていれば承諾がされる蓋然性（以下、「推定的承諾」という）があったとか、運転者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾があると信ずるについて

相当な理由があるというだけでは足りないというべきである」と判示し、運転者は、承諾権者である本件の車両所有者（事業者）から明示の承諾はもとより、黙示の承諾も得ていない（車両所有者は、運転者が運転することは許容範囲内であったと証言しているが、その証言は推定的承諾の存否にかかわるものに過ぎず、黙示の承諾の存否を左右しない。仮に、推定的承諾のレベルで考えるにしても、飲酒状況を踏まえれば、この推定的承諾すら得られる状況はなかった）と判断し、免責を認めた。

なお、同判決は、上記のように、「実際に承諾がされなければならない」と解釈される理由は、賠償責任条項の許諾被保険者の概念における許諾は、実際にされていることを要すると解されているからであるとする。すなわち、他車運転特約は、他の自動車の運転が被保険自動車の使用と同視できるような場合には賠償責任条項等を拡張して適用するものであり、賠償責任条項の許諾被保険者の概念における許諾（承諾）が、実際にされていることを要すると解される以上、他車運転特約上の承諾の意味も同じに解しなければならないとする⁽¹⁵⁾。また、後述する学説の有力説を意識しながら、他車運転特約上、記名被保険者等は既に保険による保護を受ける地位を取得し、賠償責任条項の許諾被保険者や自損事故に関する免責条項のように、承諾によってはじめて保険による保護を受ける地位を取得する場合とは異なるとみれば、承諾の意味を緩やかに解し、道義的見地から保護を与えるのが適当でない推定的承諾さえなく、あるいは承諾があると信じるについて相当理由がない場合に限り、免責が生じるという解する余地もないではないとしながらも、結論、「他車運転危険担保特約に関する免責条項といわゆる許諾被保険者の要件に関する『記名被保険者の承諾』などとは、保険によって保護される範囲を画するという点においては同一の目的に出た規定ともいえるのであって、上記のような相違点のみをとらえて直ちに両者を別異の意味に解釈すべき特段の事情があるということとはできない」とし、そのような免責条項の目的に照らしてする緩やかな解釈を、明確に否定している。

(5) 東京地判平成23年3月30日判決⁽¹⁶⁾は、ローン契約により購入された車両（ローン契約の貸主が所有者である他車）の使用者（ローン契約の借主）が、ローン契約に違反し、所有者に無断で同車両を金融の担保に入れた後、これらの所有者や当該使用者が一切関与しない形において、所有者をローン会社、使用者をその借主のままとする当該車両の車検証を用いて流通の過程に置かれ、当該金融流れの事情が了解されながら、すなわち、本件車両の所有者名義や使用者名義が有効に変更できないことや自動車検査証の有効期限が切れた後には車両検査ができないことが認識されながら、転々流通し、その最終の占有者（買主）において、別人にこれが貸与され、この別人がその親族にさらにこれをまた貸したところに生じた事故に関し、「正当な権利者の承諾を得ていない場合を免責としたのは、上記特約が原則（一台一契約）の例外であるから、盗難車の使用等、明らかに不正な使用による場合に適用を排除しようという目的に加え、正当な権利者が使用を承諾している場合には、事故があったとしても、権利者が当該車両に付した自動車保険で担保されることがほとんどであろうが、ごく希に、正当な権利者が承諾した場合であっても、個別の条件等によっては付された自動車保険が適用されないこともあるため、特約の適用をかかる希な場合に限定しようということにあると解される」として、「他車運転危険担保契約免責条項の趣旨に照らすと、金融流れの場合に

関わる者を当事者として、他車運転危険担保契約が適用されることはあり得ない」などと判示した上、結論、運転者は、所有者（ローン契約の貸主）の承諾を得ていないから当該免責条項の適用が認められるとした⁽¹⁷⁾。

関係者が、金融流れの車両であること、すなわち、当該車両の占有が所有名義人との関係で正当とされないものであることを関係者が（少なくとも、最終の占有者までが）知っていたという事案において（なお、運転者はその最終の占有者の親族であり、本件事務まで、何度か当該車両をまた借りしており、運転者においてもその事情は何となく伝わっていたのではないかと推察される事案である）、免責を認めた事案である。

（6）名古屋地判令和4年10月11日判決⁽¹⁸⁾は、レンタカー会社において、過去無断延滞をしたため貸出を禁止されるブラックリストに載っていた者（運転者）がレンタカーの貸出を拒絶されたため、数日後、その同僚（別人）を連れてレンタカー会社を再度訪れ、その同僚を借受人、かつ、運転者とする貸渡契約を締結しレンタカー（他車）を借受けていたところ（なお、乗車人数は1人とされ、ブラックリスト掲載者は、「運転する者」としてレンタカー会社に免許証の提示をしておらず、契約書面の運転者の欄、交代運転者の欄にその名を記入していない）、その返却を延滞している中、飲酒運転の状況に起こした対物事故（運転者の父が加入する共済の他車運転特則に基づく、被害者による直接共済金請求）について、レンタカー会社従業員が、ブラックリスト掲載者でない友人であればレンタカーを借りられるとの申出をしたとの（運転者主張の）事実は認められず、また、レンタカー会社側が当該契約が延滞を起こしそのやり取りをする間に、上記同僚（別人）に対してのみ連絡・交渉し、その間、ブラックリスト掲載者を車両の利用者と認めて連絡を取った事実もないと認定した上で、レンタカー会社にとって誰が運転するかは極めて重要な関心事であるから、契約書類上の記載をはじめとする契約締結時の事情は、黙示的な承諾の有無を判断するに当たっても重視される事情であり、2名が店舗を訪れた中、運転者となったブラックリスト掲載者とは別人が契約手続をし、その者とは別の者（ブラックリスト掲載者）の存在を認識しながら、運転者がその契約手続をした者以外に存在しない内容の契約書が作成され、同レンタカー会社では、他の運転者の有無を尋ねている場合にはその者の運転免許証の提示を求めることが通常の手続であるなか、ブラックリスト掲載者とは別人の者のみが運転免許証を提示し、他方、ブラックリスト掲載者は、借受人としても、運転者・交代運転者としても一切名前を表していないという契約締結時の事情に照らせば、レンタカー会社の従業員は、あくまで別人1人に対して同レンタカー車両（他車）の運転を承諾したものとみるのが相当であり、ブラックリストに掲載され、かつ、その場に居合わせながら交代運転者にも名を出していない当該運転者に当該車両の運転の承諾を与えていたとは認めがたいとし、無承諾運転免責条項の適用を認めた（なお、他車であるレンタカー車両それ自体に付された自動車保険との関係においても、当該運転者は、許諾被保険者にならないとし、被害者からのレンタカー車両側の保険に対する請求も棄却された）。

本件運転者は、自身に対しては当該車両の使用が禁止されていること（正当な権利者の明示の使用禁止があったこと）を知りながら、正当な権利者を欺き、当該車両（他車）を運転していたものであり、そのような悪質な態様の無断使用に免責を認めた例である。

以上

- (1) 土岐孝宏「他車運転危険補償特約『正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき』の免責にかかる『承諾』の意義—東京高裁平成11年3月25日判決の先例性再考—」立命館法学 411号・412号（2024年）。
- (2) 交通民集12・5・1222。「使用について正当な権利を有しない他の自動車を運転しているとき」は免責とする条項（以下、タイプAと記す）が置かれていた。
- (3) 判タ1053・259。「被保険者が他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで他の自動車を運転しているとき」は免責とする条項（以下、タイプBと記す）が置かれていた。
- (4) 判タ1153・246。タイプB。同事案において、保険者の支払拒絶に対し、保険金支払についての確認を求める原告は、他車運転危険担保特約は、特定の被保険自動車に関して被保険者を拡張するものではなく、属車性のない保険であり、「正当な権利を有する者の承諾」は、保険保護を与えないための消極的要件にすぎないから、その意味を保険保護を制限する方向で解釈すべきではなく、「正当な権利を有する者の承諾」には、包括的・黙示的な承諾を含むと解すべきであると主張していた。
- (5) 裁判所ウェブサイト。タイプB
- (6) 最判昭和58年判決は、自損事故保険金請求事案について、自損事故条項に存在した無承諾運転免責条項の解釈に関連し、記名被保険者からの（第一）借受人も、使用についての正当な権利者（承諾権者）になるとし、ここからの（第二）借受人（いわゆる又借人）が、第一借受人から使用についての承諾を得ているなら免責は生じないとした原審の判断を破棄したものである。その判示としては、「本件免責条項は、被保険者の範囲を保険契約の当事者が保険契約締結当時通常被保険自動車を使用するものと予定ししかもその者の損害を保険によって填補するのが相当と思量される記名被保険者及びこれに準ずる正当な使用権限者に限定しようという趣旨で定められたものと解すべきであるから、前記免責条項にいう『正当な権利を有する者』とは、一般的には賠償保険の記名被保険者に相当する者（記名被保険者・名義被貸与者）をいうものと解するのが相当であり、したがって、記名被保険者から借り受けて被保険自動車を運転しているときにその借受人について生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れないが、記名被保険者の承諾を得ないで右借受人から転借して被保険自動車を運転しているときにその転借人について生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れるものというべきである。」とのみ述べている。
- (7) なお、ここでは、保険保護の範囲の予定外の拡大の危険（保険保護の無限連鎖）が議論されているが、承諾をもって保険保護の範囲を創設・拡大（拡張）していく自損事故保険ではこれを議論する実益があるにしても、特定範囲の被保険者群が運転する他車の事故リスクが、すべて、あらかじめ保険保護の範囲に入れられており、したがって、承諾が保険保護の範囲を創設する機能をもたない他車運転特約の議論（なお、免責条項の議論は、それとは別の問題であり、保険保護の（予定）範囲に入っている事故について、それに例外的に保険金を支払わない、とするだけの問題である）においては、不要な議論である。あえて拡大などをいうのであれば、他車運転特約の保護範囲は、スタート時点においてすでに最大限に拡大的なものとしてスタートしている。大阪高裁の結論は正当であるが、そもそも主張そのものに対応する必要もない話であったといえる。なお、大阪高裁は、他車に家族限定特約が付されていても、経験則として、家族以外に使用を許諾する意思を持っていないとは言えない旨判示し、この点も注目される。この点、そのような車に対しても、運転する者の保険（他車運転特約）は使用できるのであり、1 day 保険にも加入できるから、そのように、運転する者の側が保険についてもしっかりと責任を負うのであれば使用させてもよいと考える所有者もいると思われる。家族限定特約の有無は、判断にあたっての決定的要因とはならない。
- (8) 自保ジャーナル1907・41。タイプB。
- (9) 自保ジャーナル2111・106。「被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合」は免責とする一方、そのただし書きにおいて、

「ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。」という例外も規定する免責条項（以下、タイプCと記す）が置かれていた。

- (10) 判時1168・139。タイプB。
- (11) 交通民集21・4・840。タイプB。
- (12) 判時1673・102。タイプB。
- (13) なお、控訴人・共済者は、主観的態様を問題とする原判決の解釈は、自損事故の免責条項（被共済者が正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中に生じた傷害に共済金を支払わないとする）に関する最高裁判決（最判昭和58・2・18判時1074・141）の趣旨に反する、との主張も行った。
- (14) 判時2066・126。タイプB。
- (15) このような解釈が理論的に正当でないことは、別稿に詳論した。
- (16) 自保ジャーナル1851・118。タイプB。
- (17) 下線部の解釈が、何を根拠に行なわれているかは、明らかではない。すでに、この事件当時の他車運転特約の約款規定は、他の自動車に付された任意保険の補充（他車運転側の劣後）という従来の性質を変更しており、他車運転特約側を他の自動車の任意保険に優先して使うことを約款に明確に規定していた。約款の詳細が明らかでないものの、判旨にいう、それとは逆のこと、すなわち、他車の任意保険を先に使用しこれが払われない稀な場合にのみ他車運転特約の適用を限定する、ということは、もはや当時の標準的な約款では行い得ない処理である。
- (18) 自保ジャーナル2133号170頁。タイプB。